

第2次青森県子どもの貧困対策推進計画 (素案)の概要

令和2年10月26日
青森県健康福祉部こどもみらい課

1 計画策定の経緯

子どもの貧困対策計画関係

平成25年6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律成立

平成26年8月 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定

平成28年3月 青森県子どもの貧困対策推進計画策定 (H28~R2)

(子どもの貧困対策計画と母子家庭等自立促進計画を一体的に策定)

令和元年6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律成立

令和元年11月 子どもの貧困対策に関する大綱(新大綱)閣議決定

◆これまでの取組の評価・課題

◆「H30青森県子どもの生活実態調査」「R元青森県親子等生活実態調査」「R2新型コロナの影響下におけるひとり親家庭の困難に関する調査」の結果

◆国の「子どもの貧困対策に関する大綱」及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」などを踏まえて第2次計画を策定

令和3年3月 第2次青森県子どもの貧困対策推進計画策定 (R3~R7)

(子どもの貧困対策計画と母子家庭等自立促進計画を一体的に策定)

母子家庭等自立促進計画関係

平成23年2月

青森県母子家庭等自立支援推進計画策定

令和2年3月

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針公布

2 第2次計画策定にあたって留意すべき事項

(1)これまでの取組の評価・課題

(R2年度第1回青森県子どもの貧困対策等推進委員会(R2年7月)における評価報告書)

◆生活保護世帯の子どもや児童養護施設に入所している子どもの大学等への進学率は、県内高校生全体の進学率(46.2%)と比較すると低い傾向にあり、就職する子どもの割合が多い。

高等教育の機会を確保する支援の充実が必要。また、就職する子どもへの自立支援施策の充実が必要。

◆スクールソーシャルワーカーの配置人数は年々増加、スクールカウンセラーの配置率は小中学校ともに100%を達成している。

困窮家庭の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるようにするため、引き続き相談体制の充実が必要。

◆就学援助制度については、多くの市町村において、毎年度の進級時や入学時に周知しているものの、H30年度子どもの生活実態調査では、困窮家庭の保護者の18.7%は制度を「全く知らなかった」「利用の仕方がわからなかった」と回答している。

利用促進のためのさらなる周知が必要。

◆ひとり親家庭の親の就業率は、母子家庭、父子家庭ともに9割を超えているが、母子家庭においては、非正規雇用の割合が多い。

資格取得を目指す保護者や資格取得者の再就職準備への支援が必要。

◆ひとり親家庭の正社員の割合はH26年度と比較すると上昇しており、同時にひとり親家庭の子どもの就園率も上昇している。

引き続き就労と子育ての両立に向けたきめ細やかな支援の充実が必要。

◆母子父子寡婦福祉資金の周知度が3割程度であり、県母子家庭等就業・自立センター事業(県母子寡婦福祉連合会への委託により相談支援や就業支援講習会開催、家庭生活支援員の派遣等を実施)の周知度は5割程度である。

母子家庭等就業・自立センター事業を含め、ひとり親向け事業の利用促進のための周知が必要。

(2) H30年度青森県「子どもの生活実態調査」の結果

教育の支援

- ◆ 困窮家庭では、経済的な理由や保護者の期待感の低さの影響により、大学進学を諦めている子どもが多い。
- ◆ 学校生活においては、授業が理解できず成績が低く、学校に行きたくないという傾向にある様子がみられる。

生活の支援

- ◆ 保護者の心身の健康状態や心理的な不安定感が、子どもの生活習慣や健康状態、食生活にも影響を及ぼしている様子がみられる。
- ◆ 困窮家庭では、相談相手がいないう割合が高くなっており、保護者と子どものどちらからもSOSが見えにくい環境になっている。

保護者に対する就労の支援

- ◆ 両親が共働きの世帯やひとり親世帯は、時間的にも忙しく、子どもと向き合う時間が不足しがちである。
- ◆ 困窮家庭では、親の正規職員の割合が低く、夜勤、土日、祝日出勤が多い。

経済的支援

- ◆ 困窮家庭では、経済的な理由で食料を買えないことや子どもを医療機関に受診させないことがある。

青森県子どもの貧困対策等推進委員会の意見（R元年8月）

- SOSを出せない子ども・家庭を支援するため、地域で気づき受け止められるような連携が必要
- 生活の困窮や貧困の連鎖を防止するため、次世代育成や子育て支援の施策をはじめ、総合的な施策の推進が必要

(3) R元年度青森県「親子等生活実態調査」の結果

子育て・生活支援

- ◆ 子どもの最終進学目標について母子世帯は「大学・大学院」、父子世帯は「高校まで」の割合が高い。
- ◆ 小学校1年生～3年生の子どもの放課後の居場所は学童保育・児童館が多く、父子世帯では「自宅に子どもだけである」が2割である。
- ◆ 「生活費」「子どもの教育(学校・しつけ)」について困っているという回答が多い一方で、ひとり親家庭等向けの子どもの教育・生活支援に係る制度について「知らなかった」とする回答が5割前後である。
- ◆ 悩みごとの相談相手について「家族」「友人」の割合が高い一方で、「自分で解決する」「相談相手なし」も高い。

就業支援

- ◆ 9割以上が何らかの仕事に従事しているが、母子世帯においては非正規雇用の割合が3割以上

経済的支援

- ◆ 行政に希望することとして「年金・手当の増額」「教育費の援助」の割合が高い

養育費確保支援

- ◆ 離婚家庭のうち養育費の取り決めをしていない家庭は母子世帯で5割、父子世帯で7割である。

(4) 国の「子どもの貧困対策に関する大綱」のポイントについて

(現行計画と国の新旧「子どもの貧困対策に関する大綱」との比較)

	現行計画	国の旧大綱(H26.8月策定)	国の新大綱(R元.11月策定)
趣旨	すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進する。	子どもの <u>将来</u> がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る	○ <u>現在から将来にわたり</u> 、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す ○ <u>子育てや貧困を家庭のみの責任とせず</u> 、子供のことを第一に考えた支援を包括的・早期に実施する
基本方針	旧大綱に示された「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つの重点項目を基本方針とする	指標の改善に向けた重点施策として、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」に取り組む	指標の改善に向けた重点施策として「教育の支援」「生活の <u>安定に資するための支援</u> 」「保護者に対する <u>職業生活の安定と向上に資するための</u> 就労の支援」「経済的支援」に取り組む
連携	国の機関や市町村、企業やNPO等の多様な主体と連携	国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、国民運動として展開する	<u>子どもの貧困が社会全体で取り組むべき課題であることを明確に位置付けていく。</u> さらに、国民運動として、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進める。
指標	本県における子どもの貧困対策の現状を把握できる23指標	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率等をはじめとした25指標	旧大綱の25指標に、 <u>ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加</u> した39指標

子どもの貧困に関する指標について、現行計画と国の大綱との比較の詳細は「資料1-2 子どもの貧困に関する指標(案) 現行計画と大綱との比較表」に記載しています。

3 第2次計画策定の基本的な考え方と見直しのポイント

基本的な考え方

- ①すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県を目指し、子どもの貧困対策の総合的な推進を継続
- ②これまでの取組の評価・課題、各種調査、近年の法改正や国の大綱等を踏まえた取組の推進



基本理念

◆ポイント1 現行計画の内容を踏襲しつつ、国大綱を踏まえて見直し

国大綱で追加

「ひとり親家庭など困難な環境にある子どもやその家族を支援し、すべての子どもたちが 現在から将来にわたり 夢と希望を持って成長できる青森県を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進する」

基本方針

◆ポイント2 現行計画の4つの基本方針については国大綱を踏まえて見直し

令和2年度に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症等の影響への支援」を追加

本県独自の基本方針

基本方針	見直しポイント
教育の支援	学校を地域に開かれたプラットフォームとして位置付け、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進める
生活の 安定に資するための 支援	社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、SOSを出せない子どもや家庭を支援するため、相談支援につなげる子どもの居場所づくりや生活の安定に資するための支援施策に取り組む
保護者に対する 職業生活の安定と向上に資するための 就労の支援	仕事と両立しながら安心して子どもを育てられる労働環境の確保と、保護者が社会から孤立して働けない場合は、自立に向けた働き方を考えられるよう支援施策に取り組む
経済的支援	ひとり親家庭における養育費の確保の推進に取り組む
新型コロナウイルス感染症等の影響への支援	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等のような状況下においては、経済的にも生活面においてもその影響を受けやすいことから、危機的な状況を未然に防ぐ支援施策に取り組む

計画推進に向けた連携

◆ポイント3 国大綱に基づき、子どもの貧困が社会全体で取り組むべき課題であることについて明確に位置づけるため、県、市町村、地域の役割について明記

県の役割

関係部局が連携し、子どもの貧困対策を総合的に推進
市町村による計画策定を促し、効果的な取組の広域展開が進むよう支援

市町村の役割

地域の実情を踏まえた計画を策定
民間団体、地域住民、教育機関等と連携し、子どもの貧困対策が推進されるよう適切な支援を行う

地域の役割

困窮家庭の子どもや保護者が地域から孤立することのないよう、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持つ

計画の推進に当たっては、県だけではなく、国の機関、市町村、民間団体や地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画・連携し施策を推進

子どもの貧困に関する指標

◆ポイント4 国大綱を参考にして指標を見直し

現行計画

23指標

第2次計画

25指標

本県独自の指標

- ◆現行計画の指標のうち、目指す方向の設定が困難である子どもの就職率や100%達成済みの9指標を削除
- ◆就学援助制度に関する周知状況については国大綱と同様に2指標を1指標に統合
- ◆国大綱を参考にして11指標を追加
ひとり親家庭の子どもの進学率、新入学児童生徒学用品費などの入学前支給の実施状況、経済的な理由で食料を買えなかった経験、困った時や悩みを相談する相手がない人の割合、ひとり親家庭のうち養育費の取り決めをしている割合 など
- ◆本県独自の指標として3指標を追加
子どもの貧困対策計画を策定している市町村数、母子家庭等自立促進計画を策定している市数、県内の子どもの居場所登録数

4 第2次計画策定の概要

基本理念

ひとり親家庭など困難な環境にある子どもやその家族を支援し、すべての子どもたちが現在から将来にわたり夢と希望を持って成長できる青森県を目指して子どもの貧困対策を総合的に推進する

1 計画の位置付け

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で定める県の母子家庭等自立促進計画

2 計画期間・計画の推進

- 子どもを取り巻く社会環境の変化への対応、大綱の見直し期間を踏まえ、令和3年度～令和7年度の5年間
- 計画の着実な推進を図るためPDCAサイクルによる計画の進捗管理
- 県、市町村、民間団体や地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画・連携し施策を推進

3 基本方針

県計画策定の指針となる国の「子供の貧困対策に関する大綱」に示された4つの重点項目に「新型コロナウイルス感染症等の影響による支援」を加えた5つを基本方針として施策を体系化

<Ⅰ 教育の支援>

- (1)地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ①学校教育による学力保障／②スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等／③高等学校等における修学継続のための支援
- (2)幼児教育の負担の軽減と質の向上
- (3)就学支援の充実
 - ①義務教育段階の就学支援の充実／②高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減
- (4)大学等進学に対する教育機会の提供
 - ①高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実／②国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- (5)特に配慮を要する子どもへの支援
 - ①児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援／②特別支援教育に関する支援の充実／③外国人児童生徒等への支援
- (6)地域における学習支援等
 - ①地域学校協働活動における学習支援等／②生活困窮世帯等への学習支援
- (7)その他の教育支援
 - ①子どもの食事・栄養状態の確保／②多様な体験活動の機会の提供／③子育てや修学等に関する相談体制の充実

<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

- (1)親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
 - ①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援／②特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- (2)保護者の生活支援
 - ①保護者の自立支援／②保育等の確保
- (3)子どもの生活支援
 - ①社会的養護が必要な子どもへの支援／②食育の推進に関する支援／③ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもへの居場所づくりに関する支援
- (4)子どもの就労支援
 - ①ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援／②高校中退者等への就労支援／③子どもの社会的自立の確立のための支援
- (5)住宅に関する支援
- (6)児童養護施設退所者等に関する支援
 - ①家庭への復帰支援／②退所等後の相談支援
- (7)支援体制の強化
 - ①社会的養護の体制整備、児童相談所の相談機能強化／②市町村等の体制強化／③ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進／④生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進／⑤相談職員の資質向上

<Ⅲ 保護者に対する職業の安定と向上に資するための就労の支援>

- ①親の就労支援
- ②親の学び直しの支援
- ③就労機会の確保
- ④保育等の確保

<Ⅳ 経済的支援>

- ①児童扶養手当に関する情報提供及び給付
- ②児童扶養手当窓口における相談等による自立支援
- ③母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付
- ④生活保護世帯の子どもへの教育支援
- ⑤教育費負担の軽減
- ⑥医療費の助成
- ⑦養育費の確保に関する支援

<Ⅴ 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援>

(関係部局) 総務部・環境生活部・健康福祉部・商工労働部・農林水産部・県土整備部・教育庁

5 計画策定のスケジュール

日程	内容	作業
7月	第1回子どもの貧困対策等推進委員会<書面開催>	現行計画評価、第2次計画骨子案協議
7月	子ども・子育て支援推進会議<書面開催>	第2次計画策定 説明
10月26日	第2回子どもの貧困対策等推進委員会	第2次計画素案 協議
11月	庁内調整	関係部局意見照会
12月～1月	パブリックコメント	
1月	意見照会	委員への意見照会
2月	第3回子どもの貧困対策等推進委員会	第2次計画原案 協議
3月	知事決裁、公表	

(参考)

子供の貧困対策に関する大綱

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

<分野横断的な基本方針>

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

<分野ごとの基本方針>

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ・ 幼児教育・保育の無償化 ・ 幼児教育・保育の質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等 ・ 少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援 ・ 高校中退の予防のための取組 ・ 高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供 ・ 高等教育の修学支援
- 特に配慮を要する子供への支援 ・ 児童養護施設等の子供への学習・進学支援 ・ 特別支援教育に関する支援の充実 ・ 外国人児童生徒等への支援
- 教育費負担の軽減 ・ 義務教育段階の就学支援の充実 ・ 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減 ・ 生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- 地域における学習支援等 ・ 地域学校協働活動における学習支援等 ・ 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援 ・ 学生支援ネットワークの構築 ・ 夜間中学の設置促進・充実 ・ 学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保 ・ 多様な体験活動の機会の提供

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 ・ 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 ・ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- 保護者の生活支援 ・ 保護者の自立支援 ・ 保育等の確保 ・ 保護者の育児負担の軽減
- 子供の生活支援 ・ 生活困窮世帯等の子供への生活支援 ・ 社会的養育が必要な子供への生活支援 ・ 食育の推進に関する支援
- 子供の就労支援 ・ 生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援 ・ 高校中退者等・児童福祉施設入所児童等への就労支援 ・ 子供の社会的自立の確立のための支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援 ・ 家庭への復帰支援 ・ 退所等後の相談支援
- 支援体制の強化 ・ 児童家庭支援センターの相談機能の強化 ・ 社会的養護の体制整備 ・ 市町村等の体制強化
 - ・ ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進 ・ 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 ・ 相談職員の資質向上

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援 ・ 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援 ・ ひとり親家庭の親への就労支援 ・ 職業と家庭の両立 ・ 学び直しの支援 ・ 企業表彰
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 ・ 就労機会の確保 ・ 学び直しの支援 ・ 非正規雇用から正規雇用への転換

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

V 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

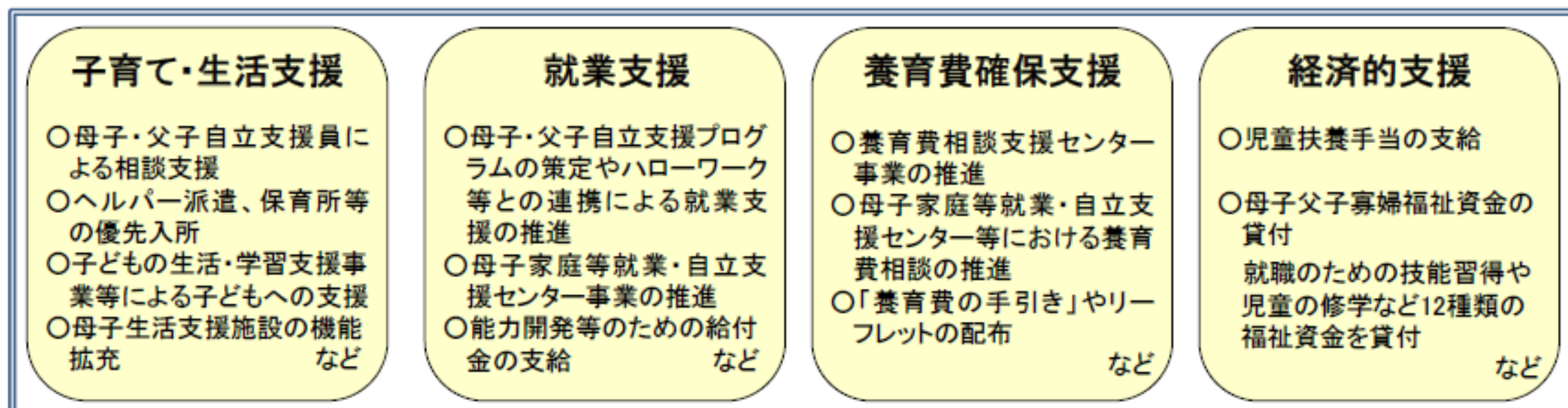
VI 施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

(参考)

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○ ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。



○ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- 平成29年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の全体像

1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえつつ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

1. 離婚件数の推移等
2. 世帯数の推移等
 - (1) 世帯数
 - (2) 生別、死別の割合
 - (3) 寡婦の数等
 - (4) 児童扶養手当受給者数
3. 年齢階級別状況
4. 住居の状況
 - ・持ち家率、借家、公営住宅等の割合
5. 就業状況
 - ・正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合
6. 収入状況
 - ・平均年間収入、平均年間就労収入
7. 学歴の状況
8. 相対的貧困率
9. 養育費の取得状況
10. 面会交流の実施状況
11. 子どもの状況等
 - ・子どもの数、就学状況別
12. その他
 - (1) 公的制度等の利用状況
 - (2) 子どもについての悩み
 - (3) 困っていること
 - (4) 相談相手について
13. まとめ

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
 - (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
 - (2) 関係機関相互の協力
 - (3) 相談機能の強化
 - (4) 子育て・生活支援の強化
 - (5) 就業支援の強化
 - (6) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - (7) 福祉と雇用の連携
 - (8) 子どもの貧困対策
2. 実施する各施策の基本目標
 - (1) 子育てや生活の支援策
 - (2) 就業支援策
 - (3) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - (4) 経済的支援策
 - (5) その他(職員の人材確保・専門性向上等)
3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - (1) 国等が講ずべき措置
 - (2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援
 - (3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - (4) 基本方針の評価と見直し
 - (5) 関係者等からの意見聴取
 - (6) その他(関係団体との連携等)

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

1. 手続きについての指針
 - (1) 自立促進計画の期間
 - (2) 他の計画との関係
 - (3) 自立促進計画策定前の手続
 - ① 調査・問題点の把握
 - ② 基本目標
 - ③ 合議制機関からの意見聴取
 - ④ 関係者等からの意見聴取
 - (4) 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定
 - ① 評価
 - ② 施策評価結果の公表
 - ③ 次の自立促進計画の策定
2. 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針
 - (1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - ① 厚生労働大臣が提示した施策メニュー
 - ② 都道府県等及び市等独自の施策メニュー